

秘

指定統計第65号

医療施設動態調査票

厚生労働省

(1) 保健所番号	(2) 整理番号	(3) 市区町村符号						
(4) 届出受理又は処分等年月日								
1 新規開設 2 休止 3 廃止 4 再開 5 開設許可取消								
6 変更 [1 施設名 2 開設者 3 地域医療支援病院 4 救急告示 (病院のみ)]								
5 診療科目 (病院のみ) 6 許可病床数								
フリガナ								
(5) 施設名								
フリガナ								
(6) 施設の所在地								
(7) 開設者	(8) 地域医療支援病院	(9) 救急告示	(10) 診療科目	01 厚生労働省	01 内科	(11) 許可病床数	精神科	床
				02 独立行政法人国立病院機構	02 呼吸器内科		感染症科	床
				03 国立大学法人	03 循環器内科		結核科	床
				04 独立行政法人労働者健康福祉機構	04 消化器内科 (胃腸内科)		療養科	床
				05 その他	05 腎臓内科		一般科	床
				06 都道府県	06 神経内科		計	床
				07 市町村	07 糖尿病内科 (代謝内科)		計	床
				08 地方独立行政法人	08 血液内科		計	床
				09 日赤会	09 皮膚アレルギー科		計	床
				10 済生会	10 リウマチ科		計	床
				11 北海道社会事業協会	11 感染症内科		計	床
				12 厚生連	12 小児科		計	床
				13 国民健康保険団体連合会	13 心療内科		計	床
				14 全国社会保険協会連合会	14 心療内科		計	床
				15 厚生年金事業振興団体	15 心療内科		計	床
				16 船員保険会	16 外科	(12) 従事者数	医師	
				17 健康保険組合及びその連合会	17 呼吸器外科		歯科医師	
				18 共済組合及びその連合会	18 循環器外科 (心臓・血管外科)		薬剤師	
				19 国民健康保険組合	19 乳腺外科		看護師	
				20 公益法人	20 気管食道外科		准看護師	
				21 医療法人	21 消化器外科 (胃腸外科)		歯科衛生士	
				22 私立学校法人	22 泌尿器科			
				23 社会福祉法人	23 肛門科			
				24 医療生協	24 脳神経外科			
				25 会社	25 整形形成外科			
				26 その他の法人	26 美容外科			
				27 個人	27 眼耳鼻いんこう科			
				28 医療機関 (再掲)	28 小産婦人科			
	29 小産婦人科	(13) 社会保険診療等の状況	01 保険医療機関					
	30 産婦人科		02 自由診療のみ					
	31 産婦人科	(14) 備考						
	32 産婦人科							
	33 産婦人科							
	34 リハビリテーション科							
	35 放射線科							
	36 麻酔科							
	37 病理診断科							
	38 臨床検査科							
	39 救急科							
	40 歯科							
	41 矯正歯科							
	42 小児歯科							
	43 歯科口腔外科							

注 1 新規開設の場合は、すべての項目について記入のこと。日本工業規格A列4番
 2 休止・廃止・再開・開設許可取消の場合は、(1)(2)(4)(5)の各項目についてのみ記入のこと。
 3 変更の場合は、(1)(2)(4)(5)の各項目及び(7)～(11)のうち変更のあった項目についてのみ記入のこと。

医療施設動態調査票

厚生労働省

(1) 保健所番号	(2) 整理番号	(3) 市区町村符号						
届出受理又は処分等年月日		年 月 日						
(4) 処分等	1 新規開設 2 休止 3 廃止 4 再開 5 開設許可取消							
6 変更	1 施設名 2 開設者 3 地域医療支援病院 4 救急告示 (病院のみ) 5 診療科目 (病院のみ) 6 許可病床数							
フリガナ								
(5) 施設名								
フリガナ								
(6) 施設の所在地								
(7) 開設者	(10) 診療科目	01 厚生労働省	I 01 内科 02 呼吸器内科 03 循環器内科 04 消化器内科 (胃腸内科) 05 腎臓内科 06 神経内科 07 糖尿病内科 (代謝内科) 08 血液内科 09 皮膚科 10 アレルギー内科 11 リウマチ内科 12 感染症内科 13 小児科 14 精神科 15 心療内科	(11) 許可病床数	精神科	床		
		02 独立行政法人国立病院機構			感染症科	床		
		03 国立大学法人			結核科	床		
		04 独立行政法人労働者健康福祉機構			療養科	床		
		05 その他			一般科	床		
		06 都道府県			計	床		
		07 市町						
		08 地方独立行政法人						
		09 日赤						
		10 済生						
		11 北海道社会事業協会						
		12 厚生連						
		13 国民健康保険団体連合会			16 呼吸器外科	(12) 従事者数	医師	
		14 全国社会保険協会連合会			17 循環器外科 (心臓・血管外科)		歯科医師	
		15 厚生年金事業振興団			18 乳腺外科		薬剤師	
		16 船員保険	19 気管食道外科	看護師				
		17 健康保険組合及びその連合会	20 消化器外科 (胃腸外科)	准看護師				
		18 共済組合及びその連合会	21 泌尿器科	歯科衛生士				
		19 国民健康保険組合	22 泌尿器科					
		20 公益法人	23 肛門科					
		21 医療法人	24 脳神経外科					
		22 私立学校法人	25 整形科					
		23 社会福祉法人	26 形成外科					
		24 医療生協	27 美容外科					
		25 会社	28 眼科					
		26 その他法人	29 耳鼻いんこう科					
		27 個人	30 小児科					
		28 医育機関 (再掲)	31 産婦人科					
	32 産婦人科							
(8) 地域医療支援病院		(13) 社会保険診療等の状況	01 保険医療機関					
(9) 救急告示			02 自由診療のみ					
		(14) 備考						
	III 34 リハビリテーション科 35 放射線科 36 麻酔科 37 病理診断科 38 臨床検査科 39 救急科 40 歯科 41 矯正歯科 42 小児歯科 43 歯科口腔外科							

注 1 新規開設の場合は、すべての項目について記入のこと。日本工業規格 A 列 4 番
 2 休止・廃止・再開・開設許可取消の場合は、(1)(2)(4)(5)の各項目についてのみ記入のこと。
 3 変更の場合は、(1)(2)(4)(5)の各項目及び(7)～(11)のうち変更のあった項目についてのみ記入のこと。
 この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。
 この調査は、統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。
 この調査の実施に当たり、特に必要がある場合には、資料の提出を求め、又は関係者への質問を行うことがあります。